

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金

申 請 手 引

申請受付期間：令和8年8月3日(月)～9月30日(水)

庄原市 産業振興部 商工振興課

目 次

1 応援金の概要

(1) 趣旨	1
(2) 事業の名称	1
(3) 事業の根拠	1
(4) 交付対象者	1
(5) 応援金の額	2
(6) 交付申請期限	2
(7) 制度全般に関する問い合わせ先	2

2 申請手続き等

(1) 申請書類	3
(2) 申請の受付期間	5
(3) 申請方法	5
(4) 連絡先・受付時間	5
(5) 問い合わせ先	6
(6) 受付後のスケジュール	6
(7) 注意事項	6

3 その他

・ 申請書類記入例	7
・ Q & A	12

1. 応援金の概要

(1) 趣旨

原油価格及び物価の高騰や最低賃金引上げ等が経営に大きな影響を及ぼす中、市内事業者の事業継続、雇用維持及び賃上げ環境整備につなげるため、応援金を交付します。

(2) 事業の名称

【事業者支援】庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した庄原市独自の経済対策事業です。

(3) 事業の根拠

「庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付要綱」に基づき実施します。

(4) 交付対象者

次の全てに該当する事業者（法人・個人）

- ①申請日時点で市内に本店又は支店等を有する法人、または市内に住民登録がある個人で、営利を目的として市内で事業を営んでいること。
- ②申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定による個人事業主の確定申告及び法人税法（昭和 40 年法律第34号）の規定による法人の確定申告その他法令の規定による確定申告等をいう。）を行っていること
※農林業を営み、所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となります。
- ③個人の場合、年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、令和7年の収入が130万円以上であること
法人の場合、前事業年度の事業収入が130万円以上であること
- ④申請日以後も継続して市内で事業を営む意思があること

ただし、上記に該当する事業者であっても、次のいずれかに該当する者は交付の対象としません。

〈交付の対象としない者〉

1. 市税を滞納している者
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
3. 大企業
（中小企業基本法における中小企業者の範囲に該当しない企業）
※製造業の場合、中小企業基本法では、中小企業者の範囲を従業員300人以下または資本金3億円以下と規定しています。
4. 法人税法第2条第5号に規定する公共法人（例：土地改良区・土地開発公社）
5. 庄原市飼料高騰対策臨時支援金、庄原市介護サービス事業所等運営法人物価高騰対策臨時支援金及び庄原市障害者福祉サービス事業所運営法人等物価高騰臨時対策支援金の交付を受けている者
6. 給与所得が主たる所得の者（事業収入より給与が多い）
7. 政党その他の政治団体
8. 宗教上の組織又は団体

（5）応援金の額

基本額 3 万円 + 申請時点における **従業員数** × 1 万円

※従業員数は雇用保険法における被保険者数

上限 20万円

（6）交付申請期限

令和8年9月30日（水）

（7）制度全般に関する問い合わせ先

制度全般に関する問い合わせは、市役所本庁 商工振興課で対応します。
（土・日・祝日は除きます。）

時間：午前8時30分～午後5時15分（開庁時間）

なお、令和8年9月1日（火）からは開庁時間が

午前9時00分～午後4時45分 となります。

広報しょうばら7月号または市のホームページでご確認ください。

2 申請手続き等

(1) 申請書類

1. 法人の場合	
(1) 庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請書 様式第1号	
※押印は不要です。	
(2) 誓約書及び同意書	
※庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、 <u>代表者の印を押印してください。</u>	
(3) 直近の事業年度の確定申告書の控えの写し	
法人税及び地方法人税の確定申告を行っている場合は「別表一（一）」（それに準ずる消費税等の所轄税務署長等へ提出した書類でも可） 【例】 消費税確定申告、公益法人等の損益計算書の提出に係る書類の写し、 特定非営利活動法人事業報告書等提出書の写し 等 ※受付されたことがわかるものとします。	
(4) 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し	
※応援金の収入要件を確認する資料として提出していただきます。	
(5) その他	
(※従業員を雇用している場合) 申請時点での従業員数が確認できる書類	雇用保険適用事業所台帳 ※請求様式は広島労働局雇用保険適用事業所情報提供請求書(https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/001623695.pdf)でダウンロードできます。(依頼する情報は、 1 適用事業所台帳ヘッダー1 です) ※ハローワーク庄原で取得してください。 ※事務組合等へ委託をしている場合は、委託先へお問い合わせください。 ※雇用保険をハローワーク庄原以外で手続きされている場合は、該当のハローワークで取得してください。
庄原市外にも事業所がある場合	取得した台帳中「18. 取得中の被保険者数」に市外の事業所に勤務している被保険者が含まれている場合、市内事業所に勤務している被保険者台帳（任意）を添付してください。
振込先口座情報	通帳見開き面の写し（もしくは電子通帳画面の写し）

2. 個人事業主の場合	
(1) 庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請書 様式第1号	
※押印は不要です。	
(2) 誓約書及び同意書	
※庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、 <u>押印してください</u> 。	
(3) 確定申告書の控えの写し	
※令和7年分の確定申告書（第一表）の控えの写し	
(4) 事業収入内訳が確認できるもの	
※応援金の収入要件を確認する資料として提出していただきます。 ※青色申告決算書の写し ※白色申告の場合、収支内訳書の写し	
(5) 申告したことが証明できる書類	
※電子申告の場合、送信後の受信通知の写し。ただし、申告書の上部に申告日時及び受付番号があれば不要。	
(6) 上記の(3)(4)(5)の書類がない場合	
※庄原税務署（0824-72-1001）で申告書等の情報を取得し、添付してください。 ○申告書等情報取得サービス利用 (https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm) ○開示請求等の手続 (https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm) 保有個人情報開示請求書様式 (https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/pdf/07.pdf)	
(7) その他	
(※従業員を雇用している場合) 申請時点での従業員数が確認できる書類	雇用保険適用事業所台帳 ※請求様式は広島労働局雇用保険適用事業所情報提供請求書(https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/001623695.pdf)でダウンロードできます。(依頼する情報は、 1 適用事業所台帳ヘッダー1 です) ※ハローワーク庄原で取得してください。 ※事務組合等へ委託をしている場合は、委託先へお問い合わせください。
振込先口座情報	通帳見開き面の写し（もしくは電子通帳画面の写し）

(2) 申請の受付期間

受付期間：令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）

（土・日・祝日は除きます。）

※詳しくは、（4）連絡先・受付時間をご確認ください。

(3) 申請方法

【受付窓口へ持参】

受付窓口

事業所の所在地が

旧庄原市の事業者	庄原商工会議所 (庄原市東本町一丁目2番22号)
西城町・口和町・高野町・比和町・ 総領町の事業者	備北商工会 (庄原市西城町西城197番地3)
東城町の事業者	東城町商工会 (庄原市東城町川東1175番地東城支所内)

(4) 連絡先・受付時間

庄原商工会議所 (庄原市東本町一丁目2番22号)	0824-72-2121
備北商工会 (庄原市西城町西城197番地3)	0824-82-2904
東城町商工会 (庄原市東城町川東1175番地東城支所内)	08477-2-0525

受付時間 午前9時～午後4時まで（午後0時から午後1時は除く）

なお、下記の期間は受付できません。

庄原商工会議所	8月14日
備北商工会	8月10日～14日
東城町商工会	8月12日～14日

備北商工会の各支所の窓口につきましては

備北商工会・支所	電話番号	開所日
高野支所（高野町新市676-5）	0824-86-2011	火曜日・金曜日
総領支所（総領町下領家1-3）	0824-88-2127	火曜日・金曜日
口和支所（口和町向泉942）	0824-89-2325	月曜日・水曜日
比和支所（比和町比和792-2）	0824-85-2330	月曜日・水曜日

となっております。ご確認のうえ、申請してください。

※申請書類の確認が必要なため、受付窓口へ直接提出してください。

郵送での受付はおこなっておりません。

(5) 問い合わせ先

事業所の所在地が

旧庄原市の事業者	庄原商工会議所	0824-72-2121
西城町・口和町・高野町・ 比和町・総領町の事業者	備北商工会	0824-82-2904
東城町の事業者	東城町商工会	08477-2-0525

制度全般に関すること

庄原市 産業振興部 商工振興課 商工振興係 電話 0824-73-1178

(6) 受付後のスケジュール

各窓口での申請受付後、交付対象者の資格審査のため、市税の滞納状況等を調査します。

交付決定及び応援金の支給まで、1か月以上を要します。

応援金の口座振込は、市の定例支払日（原則、10日、20日、30日）により行います。

(7) 注意事項

- 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、受付窓口担当者から連絡させていただきます。
申請書には必ず、日中（概ね9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。
- 申請書類が全て確認できなければ、交付手続きができません。
提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。
- 交付決定を行うにあたり、市税の滞納状況を確認します。
滞納がある場合は、不交付とさせていただくことになります。
申請者区分（法人または個人）により、市税の納付状況を確認された上での申請をお願いいたします。
なお、納付方法によっては、市担当課（収納課）において、納付確認に時間を要する場合があります。
速やかな交付決定に努めますが、滞納がないことの確認ができしだいの交付決定となりますのでご了承ください。
- 交付決定後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

申請書に押印は必要ありません。

※ただし、「請求書」及び「誓約書兼同意書」には押印してください。

様式第1号 記入例法人①

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請書

令和 8 年 8 月 8 日

庄原市長様

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金を次のとおり申請します。

【応援金申請額】 80,000 円

【基本額3万円＋市内事業所勤務の雇用保険被保険者数 5 人×1万円】

【申請者】 ※該当区分（法人または個人事業主）に ☒ して記入

☒ 法人

会社・法人名	フリガナ カブシキガイシャ ショウバラ 株式会社 しょうばら														
代表者名	代表取締役 庄原 太郎														
本店所在地	〒 727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号														
主たる業種	製造業	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
市内事業所※	事業所または店舗名 西城工場	所在地 庄原市西城町大佐737番地3							業種 製造業						
本申請の担当者氏名	庄原 花子														
連絡先電話番号	0824-73-1178														

☐ 個人事業主

個人事業主名	フリガナ	連絡先電話番号
個人事業主住所	〒	
店舗名等		主たる業種
店舗所在地		

※本店所在地と市内事業所が異なる場合は、市内事業所について記載してください。

申請書に押印は必要ありません。
※ただし、「請求書」及び「誓約書兼同意書」には押印してください。

様式第1号 記入例個人②

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請書

令和 8 年 8 月 8 日

庄原市長様

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金を次のとおり申請します。

【応援金申請額】 30,000 円

雇用保険被保険者がいない場合
30,000円と記入してください。

【基本額3万円＋市内事業所勤務の雇用保険被保険者数 0 人×1万円】

【申請者】 ※該当区分（法人または個人事業主）に ☒ して記入

☐ 法人

会社・法人名	フリガナ												
代表者名													
本店所在地	〒												
主たる業種			法人番号										
市内事業所※	事業所または店舗名		所在地					業種					
本申請の担当者氏名													
連絡先電話番号													

☒ 個人事業主

個人事業主名	フリガナ	ビホク ジロウ	連絡先電話番号
		備北 次郎	
個人事業主住所	〒 729-5121 庄原市東城町川東1175番地		
店舗名等	けんほく屋		主たる業種
店舗所在地	庄原市西城町大佐737番地3		

※本店所在地と市内事業所が異なる場合は、市内事業所について記載してください。

誓約書及び同意書

令和 8 年 8 月 8 日

庄原市長様

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請にあたり、次のとおり誓約します。
また、支給決定にあたり、内容の審査のために庄原市が調査等を行うことについて同意します。

【申請者】 ※該当区分（法人または個人事業主）に ☒ して記入

法人はこちらの欄に記入してください。
会社代表者印または、代表者個人印を押印してください。

☒ 法人

法 人 名	株式会社 しょうばら
代 表 者 名	代表取締役 庄原 太郎 代表者印
所 在 地	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

株式会社
しょうばら
代表取締役
印

庄原

個人事業主はこちらの欄に記入してください。
個人印を押印してください。

☒ 個人事業主

個 人 事 業 主 名	備北 次郎 個人印
個 人 事 業 主 住 所	庄原市東城町川東 1 1 7 5 番地
生 年 月 日	大正・昭和・平成 48 年 9 月 28 日

備北

■誓約事項

1. 申請日時点で事業を行っており、今後も事業を営む意思があること
2. 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には該当していないこと
3. 雇用保険被保険者は、市内の事業所に勤務していること
4. 市税の滞納がないこと
5. 庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付要綱第 2 条第 1 号に規定する中小事業者該当すること
6. この申請に関し虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、応援金の返還等に応じること
また、この取消等により不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと

■同意事項

1. 庄原市が会社及び個人事業主にかかる市税の滞納状況、令和 7 年分の収入申告にかかる状況を確認すること
2. 庄原市が住民基本台帳の閲覧を行うこと

【雇用保険被保険者有りの場合】添付書類例

事業所台帳全記録照会（ヘッダー）

印刷時刻 2026/08/08 10:00

1. 法人番号

2. 事業所番号

3. 管轄区分

4. 台帳作成年月日

5. 台帳保存区分

6. 事業所の名称

ショウバラ シヤクショ

庄原市役所

7. 郵便番号

8. 事業所の所在地

庄原市 中本町 1-10-1

9. 事業所の電話番号

10. 設置年月日

11. 設置区分

1 当然
2 任意

12. 事業所区分

1 個別
2 委託

13. 産業分類

14. 労働保険番号

15. 廃止等年月日

16. 廃止等区分

17. 統合先（移転先）事業所の事業所番号

18. 取得中の被保険者数

19. 管轄変更表示

20. 前月末現在被保険者数

21. 事業所台帳備忘コード

22. 船舶所有者区分

23. 被保険者証整理記号

24. 大企業確認状況区分

0 未確認
2 大企業指導不要

1 大企業要指導
3 大企業非該当

25. 大企業確認状況メモ欄

26.

備

考

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金請求書

庄原市長様

市の審査後に確定します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日庄産商第 号 で交付決定の庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金を次のとおり請求します。

請求額は、市の審査後に確定します。

【請求額】 円

【申請者】 ※該当区分（法人または個人事業主）に ☒ して記入

法人はこちらの欄に記入してください。
会社代表者印または、代表者個人印を押印してください。

☒ 法人

法 人 名	株式会社 しょうばら	株式会社 しょうばら 代表者印
代 表 者 名	代表取締役 庄原 太郎	代表者印 庄原
所 在 地	庄原市中本町一丁目10番1号	

個人事業主はこちらの欄に記入してください。
個人印を押印してください。

☒ 個人事業主

個 人 事 業 主 名	備北 次郎	個人印 備北
個人事業主住所	庄原市東城町川東1175番地	

【振込口座】 ※個人事業主の場合は、原則、個人事業主本人の口座としてください。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種目（該当に○）	普通 / 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

記載された口座に応援金を振り込みます。

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金

Q & A

I . 全般について

Q 1 申請期間はいつからいつまでですか。

令和 8 年 8 月 3 日（月）から 9 月 30 日（水）までです。

Q 2 市役所本庁及び各支所で申請できますか。

市役所では受付をおこなっておりません。

受付窓口

○事業所所在地が旧庄原市の事業者は**庄原商工会議所**

西城町、口和町、高野町、比和町、総領町の事業者は**備北商工会**

東城町の事業者は**東城町商工会**

となっております。

P 5、6を確認いただき、該当の受付窓口で申請してください。

○申請書類の確認が必要なため、受付窓口へ直接提出してください。

郵送での受付はおこなっておりません。

Q 3 市内の商工団体窓口であれば、どこでも申請できますか。

可能です。ただし、窓口が混雑している場合も想定されるため、受付可能か確認のうえ、申請してください。

Q 4 従業員数に、アルバイトやパートは含まれますか。

アルバイトやパートであっても、市内事業所で雇用され、雇用保険の被保険者であれば含まれます。

Q 5 従業員数に技能実習生は含まれますか。

Q 4 と同様の考え方となります。

Ⅱ. 交付対象者・交付要件について

Q6 中小事業者の定義は何ですか。

中小企業基本法で定義する中小企業者で、具体的には以下の要件を満たす事業者になります。

業 種	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業 【卸売業、小売業のうち（各種商品卸売業）、（繊維・衣服等卸売業）、（飲食料品卸売業）、（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）、（機械器具卸売業）、（その他の卸売業）】	1 億円以下	100 人以下
小売業 【電気・ガス・熱供給・水道業のうち（電気小売業）、（ガス小売業）】 【卸売業、小売業のうち（各種商品小売業）、（織物・衣服・身の回り品小売業）、（飲食料品小売業）、（機械器具小売業）、（その他の小売業）、（無店舗小売業）】 【宿泊業、飲食サービス業のうち、（飲食店）、（持ち帰り・配達飲食サービス業）】	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業 【情報通信業のうち（放送業）、（情報サービス業）】 【運輸業、郵便業のうち（レッカー・ロードサービス業）】 【不動産業、物品賃貸業のうち（駐車場業）、（物品賃貸業）】 【学術研究、専門・技術サービス業】 【宿泊業、飲食サービス業のうち（宿泊業）】 【生活関連サービス業、娯楽業（旅行業は除く）】 【教育、学習支援業】、【医療、福祉】、【複合サービス事業】 【サービス業＜他に分類されないもの＞】	5,000 万円以下	100 人以下
製造業その他【上記以外の全て】	3 億円以下	300 人以下

Q7 個人事業主とはどのような概念ですか。

ここでいう個人事業主とは、原則、事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が市内にあることが必要です。市内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地等により確認することとしております。

Q8 農林業は対象となりますか。

今回の応援金に関しては、小売業等を営む個人事業主のほか、農林業を営み、所得の申告を行っている個人の方も対象となります。

Q9 NPO法人は対象となりますか。

今回の応援金に関しては、交付対象として含まれます。NPO法人に加え、社会福祉法人や医療法人、学校法人等も給付対象です。

なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人は対象外です。

Q 10 宗教法人は対象となりますか。
宗教上の組織若しくは団体は対象外としております。また、政治団体等、暴力団対策法上の暴力団等に関係する事業者、その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者は、対象外とします。
Q 11 大企業は、この応援金を受け取れますか。
今回の応援金は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における会社においては、中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）を対象としており、大企業は対象外としています。
Q 12 滞納している市税があります。この応援金を受け取れますか。
申請の際に市税等の滞納がないことが交付要件です。 滞納がある場合は、申請されても不交付決定といたします。
Q 13 法人の場合、本社が市外にあり、事業所が市内にある場合は対象となりますか。
市内に本店又は支店などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいる場合は、対象となります。ただし、雇用保険法における被保険者数は、市内で営む事業所に勤務する人数のみとなります。 市外の事業所にかかる雇用保険法における被保険者は対象外となりますので、除外していただきます。 市内事業所分の雇用保険法における被保険者が確認できる書類を添付してください。 ※ハローワークで取得された「事業所台帳全記録照会（ヘッダー）」の「18. 取得中の被保険者数」に市外の事業所に勤務する被保険者が算入されている場合、市内事業所に勤務している被保険者台帳（任意）を添付してください。
Q 14 今後も事業を継続する意思とは、何年後までですか。
本応援金の趣旨は、原油価格及び物価の高騰により、厳しい状況におかれている事業者に対し、応援金を交付することにより事業継続及び雇用維持を応援するものです。 数年後まで追跡調査を行って事業継続をしているかどうかを確認することは考えておりませんが、この応援金は事業継続及び雇用維持を応援することを目的としていることをご理解ください。 申請書類において、事業継続の意思を示していただくことを要件とさせていただきます。 ただ、すでに廃業又は破産等を予定されている場合は、交付対象要件を満たさないため、申請は行わないでください。
Q 15 国や県、その他の機関による同種の補助金との併給は可能ですか。
以下の補助金の交付を受けられた方は対象外です。 【庄原市】 ・ 障害者福祉サービス事業所運営法人等物価高騰臨時対策支援金 ・ 介護サービス事業所等運営法人物価高騰対策臨時支援金 ・ 飼料高騰対策臨時支援金 ※その他不明な点は庄原市産業振興部商工振興課（0824-73-1178）へお問い合わせください。

Q 16 一つの会社の中に、製造部門と卸売部門があり、それぞれ市内に事務所があります。事務所ごとに申請できますか。

申請は、事業者単位となっています。
市内に複数の事務所があったとしても、同じ事業者として取り扱います。まとめてご申請ください。

Q 17 開業間もない、新規創業も対象となりますか。

申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告を行っていることが要件となります。
確定申告を行っていない事業者は、対象外です。

Ⅱ. 応援金の交付について

Q 18 応援金が振り込まれたら連絡がきますか。

申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金 交付決定通知書」を送付させていただきます。交付決定通知書は、交付申請書に記載の住所へ送付させていただきます。
※通知書の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

Q 19 申請後、どれくらいで交付されますか。

申請受付後、交付決定及び応援金の交付まで1か月以上を要します。書類審査等を経て、なるべく速やかに交付を開始する予定ですが、申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等はさらに審査にお時間をいただくことがございます。

Ⅳ. その他

Q 20 この応援金は課税対象ですか。

補助金等は税法上収入として扱われるため、雑収入として計上してください。原則、法人税及び所得税の課税対象になります。ただし、消費税の課税対象とはなりません。

Q 21 申請書にある法人番号が分からないのですが、どうすればよいですか。

国税庁の法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.uta.go.jp/>) で検索できます。

※その他、申請に際してご不明な点はお問い合わせください。